

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第11号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～78の2 略					1～78の2 略				
78の3 警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第12号）	略				78の3 警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第12号）	略			
78の4 警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則（令和7年国家公安委員会規則第6号）	第3条第2項	<u>重要経済安保情報の保護措置の実施状況の報告の受理</u>	<u>○</u>						
	第4条第2項	<u>適性評価その他警察本部長が講ずることとされる措置の実施状況の報告の受理</u>	<u>○</u>						
	第5条第2項	<u>臨時の報告の受理</u>	<u>○</u>						
79 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際にお	略				79 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際にお	略			

ける都道府県公安委員会の意見 聴取等に関する 覚書（昭和40年 4月20日乙交発 第3号運輸事務 次官・警察庁次 長覚書）		ける都道府県公安委員会の意見 聴取等に関する 覚書（昭和40年 4月20日乙交発 第3号運輸事務 次官・警察庁次 長覚書）	
80～102 略		80～102 略	
備考 略		備考 略	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。